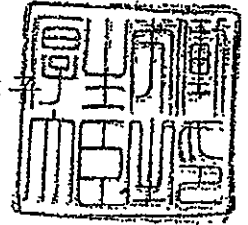


厚生労働省発職高0216第1号
平成24年2月16日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 高年齢者等職業安定対策基本方針

高年齢者等職業安定対策基本方針に定めるべき高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項について、当該高年齢者を六十五歳未満に限定していることを削除すること。

第二 高年齢者雇用確保措置

一 事業主は、事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、継続雇用制度を導入したものとみなすものとしている規定を削除すること。

二 継続雇用制度には、事業主が、特殊関係事業主（当該事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある事業主その他の当該事業主と特殊の関係のある事業主として厚生労働省令で定める事業主）との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であつてその定年後に雇用されることを希望するもの（主）との間で、当該事業主の雇用する高年齢者であつてその定年後に雇用されることを希望するものをその定年後に当該特殊関係事業主が引き続いて雇用することを約する契約を締結する場合が含まれるも

のとする事。

第三 公表等

厚生労働大臣は、事業主に対し高年齢者雇用確保措置に関する勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする事。

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする事。

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成二十五年四月一日から施行するものとする事。

二 経過措置

この法律の施行に関し必要となる経過措置を定める事。